

京都市告示第 361 号

西京極総合運動公園プール施設の指定管理者である株式会社ビバから、京都市西京極総合運動公園条例第4条の規定に基づき、同施設内のメインプールを供用しない日及び供用時間の変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成19年2月14日

京都市長 榎本頼兼

平成19年4月29日（日）を供用しない日から除き、当該期間中の供用時間を午前9時から午後5時までとする。

（理由）指定管理者の自主事業である「タイム測定会」の開催のため

（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課）